○国土交通省告示第六百十六号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第十二条の十七の十三の規定に基づき、揮発性物質放出規制対象船舶を定める告示を次のように定める。

平成二十四年五月十八日

国土交通大臣　前田　武志

揮発性物質放出規制対象船舶を定める告示

（用語）

第一条　この告示において使用する用語は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）及びこれに基づく命令において使用する用語の例による。

（揮発性物質放出規制対象船舶）

第二条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第十二条の十七の十三の告示で定める船舶は、別表の揮発性物質放出規制港湾の欄に掲げる港湾ごとにそれぞれ同表の総トン数の欄に掲げる総トン数の船舶であって、同表の貨物の種類の欄に掲げる貨物の積込みを行うものとする。

別表

揮発性物質放出規制港湾		総トン数	貨物の種類
国名	指定港湾の名称	指定港湾区域		
The Netherlands（オランダ王国）	Amsterdam（アムステルダム港）	全域	総トン数は限定しない	揮発性有機化合物質（メタンを除く。）を放出する貨物であって、摂氏20度における蒸気圧が1キロパスカル以上のもの又は特定の状況において蒸気圧が1キロパスカル以上となるもの
	Rotterdam（ロッテルダム港）	Botlek Tank Terminal Rubis ETT Argos	総トン数は限定しない	揮発性有機化合物質を放出する貨物であって、摂氏20度における蒸気圧が1キロパスカル以上のもの
	Moerdijk（ムールデイク港）	Afval Stoffen Terminal Moerdijk ATM Shell Chemie Moerdijk Den Hartoch Moerdijk bv	総トン数は限定しない	揮発性有機化合物質を放出する貨物
	Terneuzen（テルヌーゼン港）	Dow Benelux BV Terneuzen Oiltanking Terneuzen BV.	100,000トン以下	揮発性有機化合物質を放出する貨物
	Groningen（フローニンゲン港）	VOPAK	総トン数は限定しない	揮発性有機化合物質（メタンを除く。）を放出する貨物のであって、摂氏20度における蒸気圧が1キロパスカル以上のもの又は特定の状況において蒸気圧が1キロパスカル以上となるもの
	Vlissingen（フリッシンゲン港）	Zeeland refinery	9,000トン以上	揮発性有機化合物質を放出する貨物
The Republic of Korea（大韓民国）	Busan（プサン港）	全域	400トン以上	原油、ガソリン又はナフサ
	Incheon（インチョン港）	全域	400トン以上	原油、ガソリン又はナフサ
	Pyeongtaek（ピョンテク港）	全域	400トン以上	原油、ガソリン又はナフサ
	Dangjin（ダンジン港）	全域	400トン以上	原油、ガソリン又はナフサ
	Ulsan（ウルサン港）	全域	400トン以上	原油、ガソリン又はナフサ
	Yeosu（ヨス港）	全域	400トン以上	原油、ガソリン又はナフサ
	Kwangyang（クァンヤン港）	全域	400トン以上	原油、ガソリン又はナフサ
	Daesan（テサン港）	全域	400トン以上	原油、ガソリン又はナフサ

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる項は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

一　別表指定港湾の名称の欄中「Groningen（フローニンゲン港）」の項　平成二十四年七月一日

二　別表指定港湾の名称の欄中「Daesan（テサン港）」の項　平成二十七年五月二十日（同日前に建造され又は建造に着手された船舶にあっては、平成三十年五月二十日）

○東北地方整備局告示第百八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年五月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年五月十八日

東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百十二号	鶴岡市宝田二丁目三番三七から同市本田字割田一一八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年五月十八日